

令和6年度浜松市若年層向け情報発信業務 仕様書（案）

1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度浜松市若年層向け情報発信業務
- (2) 履行期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 履行場所 浜松市内
- (4) 目的 若年層のシビックプライドを醸成するため、若年層に影響力のあるユーチューバーなどのインフルエンサーを活用し、本市の魅力や市政情報等をPRする動画を制作して、ソーシャルメディアにて配信する。

2 業務委託内容

- (1) 本業務の目的に沿った動画コンテンツの企画
- (2) 動画の制作及びソーシャルメディアにて発信
- (3) 効果検証

3 業務の仕様

(1) 本業務の目的に沿った動画コンテンツの企画

企画にあたり、本市の魅力や市政情報等に対する若年層の認知度向上につながる内容とすることを考慮するとともに、ターゲット設定やコンセプト設計およびKPI等の目標値の策定を実施すること。

- ・業務の目的に沿ったテーマを設定した上で、番組の企画を提案すること。
- ・発信する動画媒体は、YouTubeとすること。
- ・テーマについては、ターゲットを考慮した上で、浜松市の魅力や市政情報に関するテーマとすること（特定の場所、施設、特産物等のみを取り上げて紹介する番組は不可とする）。
- ・本市から題材指定等があった場合は追加対応すること。

(2) 動画の制作・発信

- ・動画制作及び発信にあたり、若年層に影響力のあるインフルエンサーを活用すること。
- ・動画は必ず3本以上制作及び発信するものとし、視聴者の反応を見ながら、委託者と協議の上、最適な本数を制作及び発信するものとする。また、本数や再生時間についても具体的に提示すること。
- ・制作した動画は、出演するインフルエンサーのYouTubeチャンネルから配信すること。なお概要欄に浜松市の動画であることを明記すること。
- ・動画制作にあたり、取り上げるテーマ、内容などは事前に委託者の承認を受けて決定することとし、動画制作の1月前に構成案を提出して委託者の承認を受けること。
- ・動画はターゲットへ訴求する効果的なものを制作するとともに、拡散や視聴者の増加に効果的なサムネイルやハッシュタグ等を用いること。
- ・写真等の引用については、撮影者の許諾を得て使用すること。
- ・企画、企画案等の制作、出演交渉、事前取材、撮影、編集、ナレーション等の文案作成及び吹き込み、BGMや音響、特殊効果等の選択など動画制作に係るすべての業務を受託者が責任を持って行うこと。
- ・制作終了後、速やかに初校を委託者へ提出し、校正を受けること。

- ・構成案や映像の校正は修正箇所が無くなるまで繰り返し行うこと。
- ・浜松市でのイベント実施に合わせて動画投稿を行うなど、効果的に実施すること。
- ・発信する動画の公開期間は、1年以上とすること。

(3) 効果検証

- ・(1)及び(2)の業務において、適切なKPIを設定し、達成に向けたデータ収集および検証・分析を実施すること。
- ・検証結果報告は1本の動画発信につき1回以上行うこと。
- ・視聴者の反応など、ターゲットへのアプローチについて、取り組み効果の検証をもとに、今後の展開についての提案等を盛り込んだ報告書を提出すること。

(4) その他

- ・発信動画の認知向上、視聴者増加に効果的と考えられる取り組み（効果的な企画の提案、他メディアの活用など）を提案し、委託者と協議の上実施すること。
- ・第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの、公序良俗に反するものなど法令違反とならないよう十分に留意すること。
- ・起用するインフルエンサーと委託者の関係を明示するなど、ステルスマーケティング防止対策を具体的に講じること。
- ・起用するインフルエンサーの不祥事等に対する非難及び中傷行為（いわゆる炎上行為）への対策を具体的に講じること。

4 成果物

(1) 業務計画書

- ・契約締結から10日以内に制作し、委託者の承認を得ること。
- ・KPIの目標値を記載すること。
- ・目標に達しない場合であっても、受託者の不利益はないものとする。※ただし、誠実な業務運営が認められない場合を除く。

(2) 運用報告書

- ・事業実施期間におけるチャンネルの各種データ（視聴者数、コメント内容、見解など）を分析し、その結果を提出すること。

(3) 動画データ 完パケ

- ・制作した動画データ（完パケ）を提出する。

(4) 完了報告書

- ・業務完了後に、今年度の実績および次年度以降の改善提案等を含めた完了報告書を提出すること。

5 支払

契約金額の支払いは、履行期間満了後に一括で支払い、部分払いはしないものとする。

6 その他

- (1) 広告等を実施する場合は、広告掲載時期、広告掲載対象エリアは、委託者と協議して決定するものとする。
- (2) 契約締結後、業務予定表を委託者に速やかに提出すること。
- (3) 本委託における成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、第三者が有する場合を除き、浜松市に譲渡すること（成果品は加工等も含めて二次利用・三次利用がで

きる状態での納品とし、本年度以降も浜松市に帰属する。)。受託者は著作権者人格権の行使をしないものとする。

- (4) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (5) 受託者は、本委託の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、本市に対しては速やかに報告すること。
- (6) 受託者が業務上知り得た個人情報については「浜松市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の適正な管理および保護を図るため、必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の実施に当たって撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影等の許可を得ること。また、内容について十分な検討を加えた上で、関係機関との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること。
- (8) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (9) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。